

障 第 2997 号
平成 25 年 11 月 15 日

障害福祉サービス等事業者 様

佐賀県健康福祉本部障害福祉課長
(公 印 省 略)

処遇改善加算の取扱いについて

日ごろから、本県の障害者施策について御協力いただきお礼申し上げます。
さて、県では毎年度、障害福祉サービス等事業者（以下「事業者」という。）に対する実地指導等を行っているところですが、その中で、平成 24 年度の障害福祉サービス等報酬改定により設けられた処遇改善加算について、国が定める加算を用いた賃金改善の対象職員以外の職員の賃金改善にも加算を用いている事業者が見受けられます。

については、加算を算定されている事業者においては、あらためて下記のこと
に御留意いただき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

記

○処遇改善加算を用いた賃金改善の対象職員について

平成 24 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」により以下の職員が対象となる。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、介護職員

※各障害福祉サービス等の指定基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、対象職種に該当する従業者は対象となる。

上述のとおり、直接処遇を行う福祉・介護職員が対象となり、サービス管理責任者、看護師、事務職等は対象外となることに留意すること。

ただし、サービス管理責任者、看護師、事務職等であっても、生活支援員等を兼務している場合（※常勤換算上、勤務時間の算入が認められる）は、対象とすることができる。

担 当：施設担当、地域生活支援担当、
就労支援室

電 話：0952-25-7064

F A X：0952-25-7302

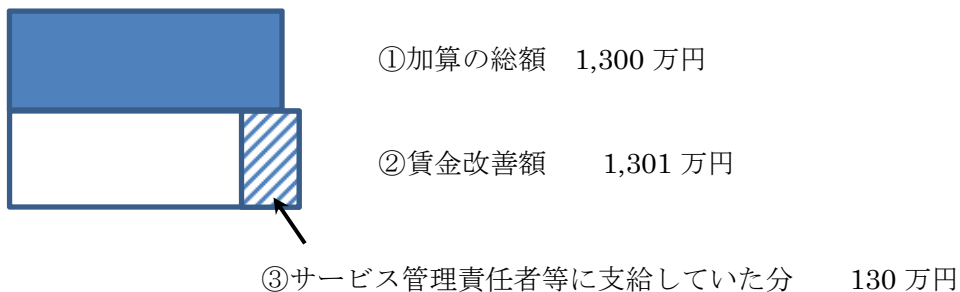
メール：shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp

(参 考)

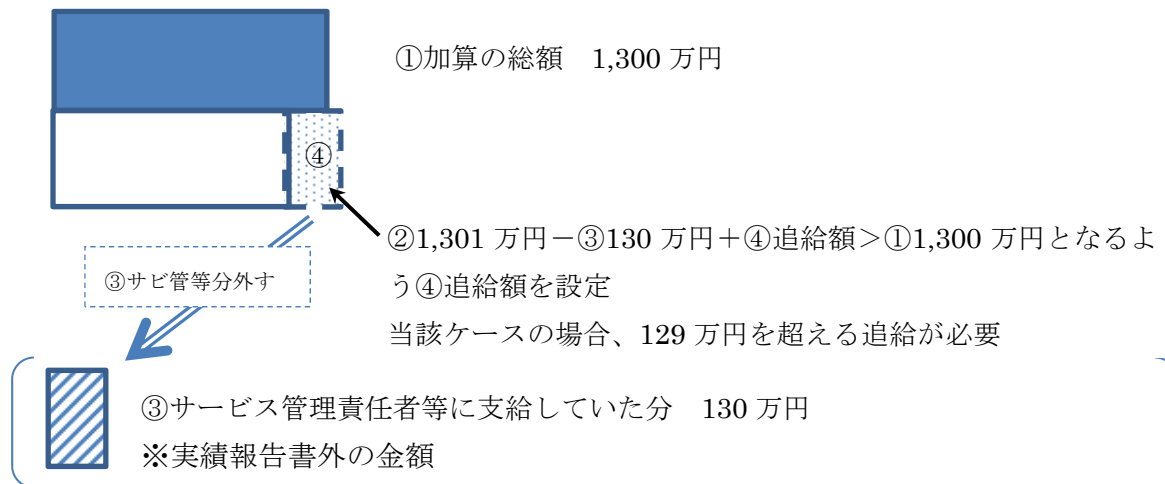
現在、対象外職員に対し処遇改善加算を用いた賃金改善を行っている場合、事業所の状況に応じ、以下 i) 又は ii) の取扱いが必要となる。

i) サービス管理責任者等、対象外職員に支給した分を除いた場合、「賃金改善額」が、「加算の総額」を下回っている場合

(例)



対象外職員に支給していた分を差し引いて、新たに「①加算の総額」を超えるように、賃金改善実施期間内の給与として対象職員に追給する。



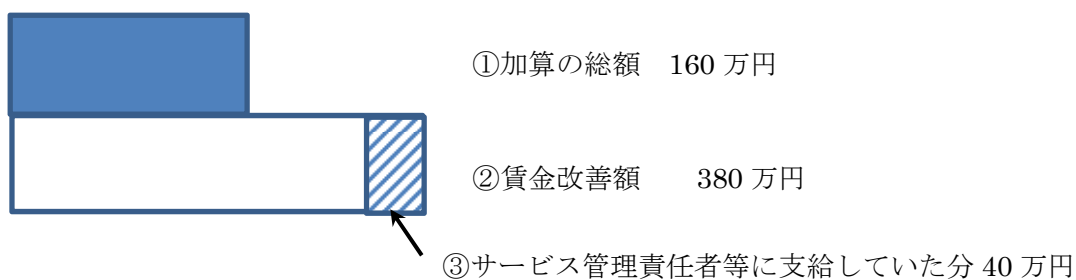
これまで、対象外職員に支給していた分については、事業者がそのまま負担（又は対象外職員から返納させるかどうかは事業者の判断）することになる。

なお、平成 24 年度加算については、既に対象者への賃金改善額の支給を終え、平成 25 年 7 月までに実績報告書の提出を受けているため、追給した

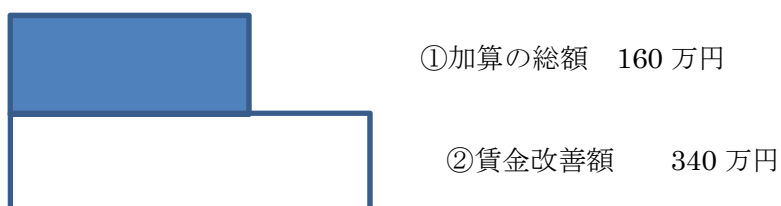
場合に、実績報告書の額が変わる場合は、実績報告書の差替えを行う。

- ii) サービス管理責任者等、対象外職員に支給した分を除いても、「賃金改善額」が、「加算の総額」を上回っている場合

(例)



対象外職員に支給していた分（40 万円）を除いた形で、実績報告書の差替えを行う。



※処遇改善加算が創設される前の平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日にかけて実施されていた処遇改善事業助成金（以下「助成金」という。）においても同様の取扱いとなるので留意すること。

ただし、助成金の場合、加算と異なり上記 i) のケースにおいても助成金の返還による対応も可能である。この場合、実績報告書の変更、返還等の手続が必要となるので、該当する場合は県に相談すること。